

議案第十五号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和
二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三
条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号及び第七十八条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十
七条第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）の施行による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。